

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
鏡石町	鏡石町地区（高久田集落、鏡田集落、仁井田集落、久来石集落、笠石集落、豊郷集落、成田集落）	令和3年2月4日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	1,567 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	1,182 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	408 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	94 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	182 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	174 ha
(備考) アンケート等による地区の現状に関するデータ (農地中間管理機構の活用) 農業をやめる人(出し手)は、原則、バンクに貸付け 34% 農地所有者は、原則、バンクに貸付け 15% 農地の受け手は、農地集約化のため、原則、バンクに貸付け 8% 分からない 43% (基盤整備の実施) 取り組む必要がある 47% 現状維持 53% (園芸作物、特産加工品の生産) 園芸作物を生産している 24% 特産加工品を生産している 3% 取り組んでいない 73% (鳥獣被害防止対策) 取り組む必要がある 43% 現状維持 57% (災害対策等に関する意向) 取り組んでいる 8% 取り組んでいない 92%	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

農地の出し手はいるが受け手が少ない。
 若者の農業者が減少し、高齢化が進んでおり後継者の目処がついていない。
 農地が利用されず遊休農地が増加する懸念がある。
 ぼ場が小さく、大型の機械が入りにくいため、農作業に時間と労力がかかる。
 鳥獣害(イノシシ等)の被害が多い。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

高久田集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者11経営体及び基本構想水準到達者3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者、認定新規就農者及び基本構想水準到達者への集積・集約も促進することにより対応していく。

鏡田集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者11経営体、認定新規就農者1経営体及び基本構想水準到達者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者、認定新規就農者及び基本構想水準到達者の受入れを促進することにより対応していく。

仁井田集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者4経営体及び基本構想水準到達者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者、認定新規就農者及び基本構想水準到達者の受入れを促進することにより対応していく。

久来石集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者14経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者、認定新規就農者及び基本構想水準到達者の受入れを促進することにより対応していく。

笠石集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者16経営体、認定新規就農者2経営体及び基本構想水準到達者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者、認定新規就農者及び基本構想水準到達者の受入れを促進することにより対応していく。

豊郷集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者6経営体及び認定新規就農者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者、認定新規就農者及び基本構想水準到達者の受入れを促進することにより対応していく。

成田集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者22経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者、認定新規就農者及び基本構想水準到達者の受入れを促進することにより対応していく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

（農地の貸付け等の意向）

貸付け等の意向が確認された農地は、363名、711haとなっている。

（農地中間管理機構の活用方針）

地区全体を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付ける。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進める。

（基盤整備への取組方針）

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、高久田集落等において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

（新規・特産化作物の導入方針）

米、なたね、えごま、そば等の土地利用型作物以外に、地区全体で収益性の高い野菜（きゅうり、いちご等）や果樹（りんご、桃等）などの園芸作物の生産、特産加工に向けたきゅうり、りんご等の生産に取り組む。

（鳥獣被害防止対策の取組方針）

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ（檻や侵入防止柵の設置状況、放置作物や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

（災害対策への取組方針）

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、ビニールハウス、遮光ネット、灌水設備、暗渠の導入等に取り組む。